

法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所(平成13年4月1日設立)<特定> (理事長:佐々木 康人)	<p><b>文部科学省独立行政法人評価委員会の17年度業務実績評価結果の概要</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>平成13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果 (項目数)</td><td>S : 1 A : 16 B : 5 F : 1</td><td>S : 2 A : 19 B : 2</td><td>S : 1 A : 20 B : 2</td><td>S : 1 A : 20 B : 1</td><td>S : 2 A : 20</td></tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	15	16	17	評価結果 (項目数)	S : 1 A : 16 B : 5 F : 1	S : 2 A : 19 B : 2	S : 1 A : 20 B : 2	S : 1 A : 20 B : 1	S : 2 A : 20																
年 度	平成13	14	15	16	17																									
評価結果 (項目数)	S : 1 A : 16 B : 5 F : 1	S : 2 A : 19 B : 2	S : 1 A : 20 B : 2	S : 1 A : 20 B : 1	S : 2 A : 20																									
目的	放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。																													
主要業務	1 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。5 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。																													
中期目標期間	5年間																													
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)																													
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:岡部 洋一)																													
文部科学省独立行政法人評価委員会の評価基準(手法)の概要	<p><b>項目別評価</b></p> <p>中期計画の各項目ごとに、その実施状況について、次のような4段階評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>S:特に優れた実績を上げている</li> <li>A:計画通り進んでいる、又は、計画を上回り、中期計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される</li> <li>B:計画通りに進んでいるとは言えない面もあるが、工夫若しくは努力によって、中期計画を達成し得ると判断される</li> <li>F:遅れている、又は、中期計画を達成し得ない可能性が高いと判断される(必要に応じて勧告を発出)</li> </ul> <p>評価値(S, A, B, F)については、数値基準を目安として判断、法人の自己評価を基に判断、非定量的因素を含む複数の要素を総合的に勘案等の方法により決定する。</p>																													
総合評価	記述式。事業活動全般、業務運営(財務、人事等)など法人の業務全体にわたる横断的な観点から、項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の業務の特性に配慮して業務の実績を評価する。項目別評価の結果については、各項目の重要度も考慮して総合的に判断する。																													
<p><b>項目別評価</b></p> <p>○ 評価結果</p> <p>1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 「重点研究開発領域」、「基盤的研究」等の8つの中項目について、22(平成13、14、15年度は23)の評価項目を設定して評価を実施</p>		<p>2 業務運営の効率化等 「業務運営の効率化」、「財務内容の改善」及び「その他」の3つに区分し、その中に9つ(平成13年度は8つ(うち2つは該当無し))の評価項目を設定して評価を実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>平成13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価結果 (項目数)</td><td>A : 6 B : 5</td><td>A : 4 B : 3</td><td>A : 6 B : 3</td><td>A : 8 B : 1</td><td>A : 9</td></tr> </tbody> </table> <p>3 予算、収支計画及び資金計画 &lt;平成13年度: -、14年度: -、15年度: -、16年度: -、17年度: -&gt;</p> <p>4 短期借入金の限度額 &lt;平成13年度: -、14年度: -、15年度: -、16年度: -、17年度: -&gt;</p> <p>5 剰余金の使途 &lt;平成13年度: -、14年度: -、15年度: -、16年度: -、17年度: -&gt;</p> <p>6 その他業務運営に関する事項 &lt;平成13年度: -、14年度: -、15年度: -、16年度: -、17年度: -&gt;</p> <p>《参考》定量的指標の実績(平成17年度)(例)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指 標</th><th>中期計画</th><th>年度計画</th><th>実 績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部研究員の受け入れ</td><td>700人/年以上</td><td>700人程度</td><td>1,182人</td></tr> <tr> <td>民間企業等関連研究機関との共同研究開発等の実施</td><td>年60件程度</td><td>年60件程度</td><td>延べ82機関と実施</td></tr> <tr> <td>特許出願数</td><td>平成12年度実績に対し50%増</td><td>年30件程度</td><td>51件</td></tr> </tbody> </table>	年 度	平成13	14	15	16	17	評価結果 (項目数)	A : 6 B : 5	A : 4 B : 3	A : 6 B : 3	A : 8 B : 1	A : 9	指 標	中期計画	年度計画	実 績	外部研究員の受け入れ	700人/年以上	700人程度	1,182人	民間企業等関連研究機関との共同研究開発等の実施	年60件程度	年60件程度	延べ82機関と実施	特許出願数	平成12年度実績に対し50%増	年30件程度	51件
年 度	平成13	14	15	16	17																									
評価結果 (項目数)	A : 6 B : 5	A : 4 B : 3	A : 6 B : 3	A : 8 B : 1	A : 9																									
指 標	中期計画	年度計画	実 績																											
外部研究員の受け入れ	700人/年以上	700人程度	1,182人																											
民間企業等関連研究機関との共同研究開発等の実施	年60件程度	年60件程度	延べ82機関と実施																											
特許出願数	平成12年度実績に対し50%増	年30件程度	51件																											

### 総合評価

#### ① 評価を通じて得られた法人の今後の課題

- 放射線医学総合研究所は、その社会における使命を自覚し、立派にその業務を果たしている。第二期においても、引き続き、放射線の医学的応用を進展し、放射線障害から国民の安全を守るという二つの使命に向かって進むことを期待する。
- 特に、高い評価を受けている重粒子線治療においては、更なる質的向上を目指し、次世代の重粒子線治療を含めた放射線治療のあり方を検討してゆく主体となるべきである。また、緊急被ばく医療や、放射線感受性遺伝子研究など、放射線医学総合研究所が従来担ってきた研究については、今までの重要な蓄積を活かし、引き続き着実に成果をあげていくことが望まれる。
- なお、これらの研究には放射線医学総合研究所でしかできないような時間のかかる地道な研究も多く、外部競争資金の獲得が必ずしも容易ではないと思われる所以、放射線医学総合研究所のミッションが明確になるようなメリハリに留意しつつ、運営費交付金の適切な分配が重要である。
- さらに、企業や大学を含めた他の研究機関等との連携を通じて活発な研究活動の拠点となるよう、人的・物的な財産が有効に利用されるよう積極的に共同利用をすすめ、柔軟に対応して行くことが望まれる。

#### ② 法人経営に関する意見

- 競争的資金の獲得などにより、業務を適切に推進しつつも堅調な財務状況であり、法人経営は良好であると認められる。今後ともその取組を継続しつつ、更に、将来を見据えた経営に留意し、新しい放射線医学総合研究所の発展に結びつく人材開発や課題の充実にも、積極的に経営資源を投入してゆくべきである。

#### ③ 特記事項(中期目標期間終了時の見直し作業、総務省からの指摘についての対応等)

- 放射線医学総合研究所がもつミッションは、このまま独立行政法人のように国が責任を持つ形で運営してゆくべきである。

### 項目別評価

#### ○ 評価結果

- 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上  
「重点研究開発領域」、「基盤的研究」等の6つの中項目について、9の評価項目を設定して評価を実施

評価結果(項目数)	S : 1 A : 8
-----------	----------------

- 2 業務運営の効率化等 : A
- 3 財務内容の改善に関する事項 : A
- 4 その他業務運営に関する事項 : A

#### 《参考》定量的指標の実績(例)

指標	中期計画	実績
外部研究員の受け入れ	700人/年以上	平成13年度: 836人 14年度: 1,032人 15年度: 1,077人 16年度: 1,140人 17年度: 1,182人

### 総合評価

#### ① 評価を通じて得られた法人の今後の課題

- 放射線医学総合研究所は、その社会における使命を自覚し、立派にその業務を果たしていると見受けられる。第一期中期計画期間中に大きな変化を見せ、研究と業務の遂行にあたって焦点を絞りミッションを意識するようになり、また、職員の意識が変わりこれまで以上に緊張感を持って業務に取り組むようになった。今後は、数値目標などの量的目標の達成に加え、質的向上に取り組むべきである。
- 個別の事業に関しては、特に、重粒子線治療において、著しい成果を上げている。さらなる重粒子線治療の質的向上を目指し、次世代の重粒子線治療を含めた放射線治療のあり方をリードする機関となることを期待する。それにあたっては、臨床応用の進め方など将来展望に広い視野を持って、さらに世界をリードする体制を組むための新たな組織作りが必要である。また、分子イメージング分野においてもPET(陽電子断層撮影装置)など世界的に大きなインパクトを与える研究にもさらに注力し、広く人材を登用するなど、柔軟な運営が望まれる。

文部科学省独立行政法人評価委員会の中期目標期間の業務実績評価結果の概要	<p>② 法人経営に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第一期目標期間中、理事長のリーダーシップにより、法人経営は確実に進歩した。外部資金の獲得、効率化係数の達成、人事制度なども満足すべき内容である。研究開発が放射線医学総合研究所の第一の責務であることから、海外展開などを含むその新しい展開に向けた準備も含め、長期的な展望を持った経営戦略が期待される。また、老朽化している施設の対応に長期的に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>③ 特記事項(中期目標期間終了時の見直し作業、総務省からの指摘についての対応等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 放射線医学総合研究所がもつミッションは、国民の健康の障害にもなり、また医療手段ともなりうる放射線に係る研究であり、その特殊性に鑑み、このまま独立行政法人のように国が責任を持つ形で運営してゆくべきである。その際には、長期的な構想に基づく研究計画も求められる。さらに、放射線医療機器の開発は国内外の市場を考慮に入れ、要素研究のみならず、製品化を視野に入れた開発を行い、日本の医療機器の発展に寄与することを期待する。</li> </ul>
政策評価・独立行政法人評価委員会の意見	<p>本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成 16 年 12 月 10 日付け政委第 28 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知及び 平成 17 年 11 月 14 日付け政委第 18 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。)の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 34 条第3項に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。</p> <p>なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。</p>
ホームページ	<p>法人 : <a href="http://www.nirs.go.jp/">http://www.nirs.go.jp/</a>            評価結果 : <a href="http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/06090106.htm">http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/06090106.htm</a></p>